



平成30年5月16日
海上保安庁

GW安全推進活動期間の海難発生状況（速報値） （4月28日～5月6日までの9日間）

- ◆ プレジャーボート等の船舶事故隻数：57隻、死者・行方不明者数：2人
 - 海難種類別では、運航不能の34隻が最も多く、全体の6割
 - 船舶事故隻数57隻のほか、インシデントは22隻
- ◆ マリンレジャー活動に伴う人身事故者数：20人、死者・行方不明者数：4人
 - 活動内容別では、釣り中及びスキューバダイビング中の事故が最も多く、各6人で、合わせて全体の6割
 - 人身事故者20人のほか、その他の人身に係るトラブル6人

- ★「プレジャーボート等」とは、プレジャーボート（モーターボート、ヨット、水上オートバイ等）及び遊漁船をいいます。
- ★「運航不能」とは、船舶の運航に必要な設備の故障等により、航行に支障が生じたことをいいます。
- ★「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難をいいます。
- ★「マリンレジャー活動」とは、海水浴、釣り、潮干狩り、サーフィン、ボードセーリング、スキューバダイビング等の海浜における余暇活動及びプレジャーボート等による遊走等をいいます。
- ★「その他の人身に係るトラブル」とは、海上又は海中における活動中に死傷者（自殺、病気等を除く）が発生しなかった海難をいいます。

【海難定義の見直しについて】

海上保安庁では、平成30年から、より効果的な海難防止対策を講じるため、船舶の運航に関連した損害や具体的な危険が生じたものを「船舶事故」、これらが生じていないものを「インシデント」とし、また、海上又は海中における活動中に死傷者が発生した事故を「人身事故」（自殺、病気等を除く）、これらが生じていないものを「その他の人身に係るトラブル」と定義し、今後は、「船舶事故」・「人身事故」に対策を重点化します。

また、これまで民間救助機関のみにより救助されたものは事故隻数に計上していませんでしたが、近年、民間救助機関の体制が整備、拡大され、その取扱い隻数も増加していることから、海難の現況を正確に把握することで、より効果的な事故防止対策を講じるため、広く情報収集し、本年から民間救助機関のみにより救助された事故隻数も計上することとしました。

本期間中においては、船舶事故隻数57隻のうち、19隻が民間救助機関のみにより救助されています。（インシデントにおいては、22隻のうち8隻が民間救助機関のみによる救助）

【参考】

本期間中における民間救助機関のみによる救助隻数を除いた船舶事故及びインシデント隻数（昨年までの計上方法）の合計は52隻です。

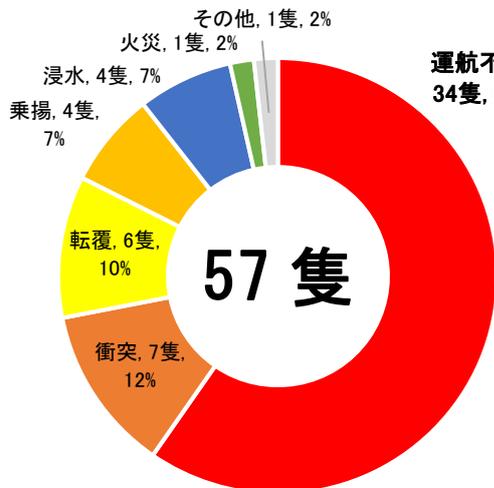
過去5年間のGW安全推進活動期間における船舶事故及びインシデント隻数の推移

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
安全推進活動期間		4/26～5/6 (11日間)	4/29～5/6 (8日間)	4/29～5/8 (10日間)	4/29～5/7 (9日間)	4/28～5/6 (9日間)
船舶	プレジャーボート等の海難隻数 (隻)	78	53	54	72	52
	死者・行方不明者数(人)	0	0	1	0	2
人身	マリナー活動に伴う海難者数 (人)	64	30	41	43	26
	死者・行方不明者数(人)	21	11	7	8	4

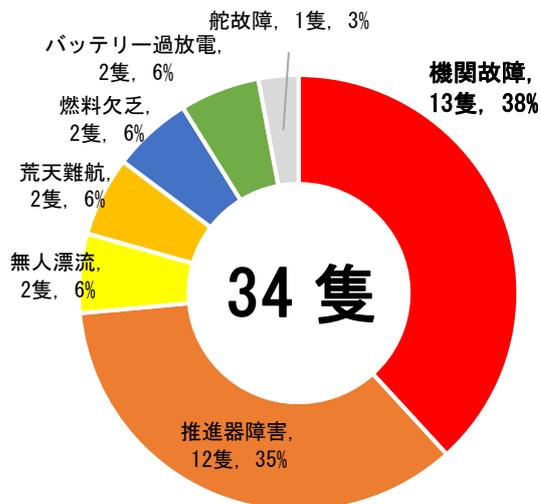
(民間救助機関のみにより救助した事故を除く)

プレジャーボート等の海難種類別発生状況

【海難種類別発生状況】

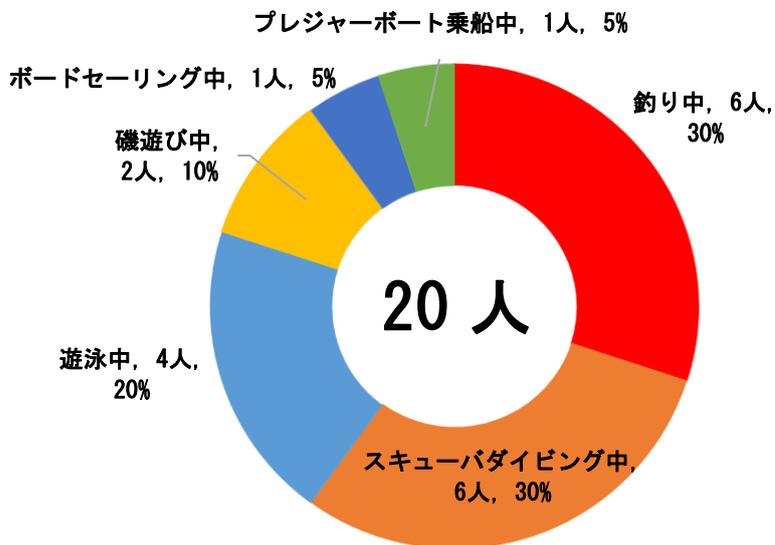


【航行不能の詳細】



- 航行不能の34隻が最も多く、全体の6割
- 航行不能のうち、機関故障を原因とする事故が約4割

マリンレジャー活動に伴う人身事故の活動内容別事故発生状況



- 釣り中及びスキューバダイビング中の事故が最も多く、合わせて全体の6割